

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年8月18日

御嵩町

農業の有する多面的機能の発揮に関する法律(平成26年法律第78号、以下「法」という。)第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]